

令和8年熊本地震で被害を受けられた事業者の皆さまへ

事業の立て直しに使える補助金のご案内

小規模事業者持続化補助金〈一般型 災害支援枠(令和8年熊本地震)〉第1次公募

令和8年熊本地震で被害を受けた小規模事業者の方が、**ご自身で作成する経営計画**にもとづき、**商工会の支援を受けながら**取り組む**設備の復旧や販路開拓**などの経費について、その一部が補助されます。

～第二次公募・第三次公募も令和8年度内に予定～

補助上限額

200万円

直接被害の場合

100万円

間接被害(売上減少)の場合

補助率

2/3以内

直接被害の方で、所定の要件を
すべて満たす場合は**定額(10/10)**
※過去10か年度以内の激甚指定災害で被災し、復
旧のための債務を抱えている等

第1次公募の申請締切

10/16(金)

郵送:当日消印有効
電子申請:17:00まで
**商工会への様式3依頼は
10/9(金)まで**

対象となる方

熊本県内に事業所(店舗・工場・事務所など)があり、令和8年熊本地震で被害を受けた小規模事業者等。常時使用する従業員数が次の範囲の方が対象です。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

A 直接被害

建物・設備など事業用資産が損壊した場合
証明:市町村発行の罹災(被災)証明書などの公的書類
※在庫・商品の損害は「事業用資産の損壊」に含まれません

B 間接被害

令和8年7月～9月のいずれか1か月の売上高が、前年同月より
20%以上減少した場合
証明:セーフティネット保証4号の認定書。(宇城市役所が発行する証明書)

補助の対象となる経費(例)

機械装置等費

修繕費

設備処分費

車両購入費 ※

広報費

ウェブサイト関連費

展示会等出展費(オンライン含む)

新商品開発費

借料

旅費

委託・外注費

※車両購入費は、事業に使っていた車両が被災した場合に限りです。経費ごとに細かな条件があります。詳しくは公募要領をご確認いただくか、商工会へご相談ください。

第1次公募のスケジュール

申請受付開始

令和8年9/16(水)

支援機関確認書(様式3)発行依頼の締切

10/9(金)

宇城市商工会へご依頼ください

申請受付締切

10/16(金)

郵送:当日消印有効/電子:17:00

まずはお早めに宇城市商工会へご相談ください。

補助金は審査があり、採択後・事業実施後の後払いです。今後も公募が予定されています。

電子申請には「GビズIDプライム」の取得(数週間程度かかります)が必要です。

ご相談・お問い合わせ

宇城市商工会

宇城市商工会 不知火支所	住所:不知火町高良2477-1	電話:0964-32-0843
宇城市商工会 三角支所	住所:三角町三角浦1160-86	電話:0964-52-2530
宇城市商工会 松橋支所	住所:松橋町松橋562	電話:0964-32-0812
宇城市商工会 小川支所	住所:小川町江頭112-1	電話:0964-43-0452
宇城市商工会 豊野支所	住所:豊野町糸石3510-1	電話:0964-45-2694

補助金事務局(商工会地区)
HP